

かい
島ぬ美しや
きむ かい
心美しや

石垣市観光基本計画

平成 22 年 8 月
石垣市

石垣市 観光基本計画 目次

第1章 計画策定の意義と目的

1-1	策定の目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画の期間	2
1-4	石垣市観光基本計画における理念と視点	2

第2章 石垣市観光の現状と課題

2-1	観光をめぐる動向	4
2-2	観光資源の保全と利用	8
2-3	観光圏域としての課題	10
2-4	観光利用と施設の課題	12
2-5	観光地運営の課題	15
2-6	新石垣空港の開港に向けて	17

第3章 計画の目標と方針

3-1	基本目標	20
3-2	主要方針	20
3-3	目標フレーム	24

第4章 計画の内容

4-1	施策体系	25
4-2	具体的施策	27

第5章 計画の推進

5-1	推進体制	41
5-2	具体的施策の取り組みフロー	41

資料編

1	石垣市観光基本計画(素案)諮問書	43
2	石垣市観光基本計画(素案)答申書	44
3	石垣市観光開発審議会規則	45
4	石垣市観光開発審議会委員	46
5	石垣市観光基本計画策定委員会設置要綱	47
6	石垣市観光基本計画策定委員会委員	48
7	石垣市観光基本計画策定庁内連絡会議設置要綱	49
8	石垣市観光基本計画庁内策定委員会委員	50
9	石垣市観光基本計画策定に係る経過	51

第 1 章 計画策定の意義と目的

1 - 1 策定の目的

沖縄県が本土復帰をした昭和 47 年に 4 万人弱であった本市の観光入域客数は、社会資本の整備や民間の努力と相まって、平成 19 年には過去最高の 78 万 3 千人の観光客が訪れており、観光は本市の基幹かつリーディング産業となっています。

一方で観光客が増加し、観光形態が多様化する中、観光が抱えるリスクや環境負荷などが喫緊の課題となっています。

国においても観光立国の実現が極めて重要だとして、政府は「地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが将来にわたる豊かな国民生活の実現のために特に重要である」と提示しています。

この石垣市観光基本計画は、平成 25 年 3 月の開港・供用開始に向けた新石垣空港の開港を展望し、本市の有する優位性のある観光資源の価値を育み、資源の活用と保全のバランスに十分配慮して、より魅力のある本市観光の形成と観光産業及び関連産業の連携を図ることによって本市活性化の指針ならびに“住んでよし 訪れてよし”の観光立市を促進して観光による豊かなまちづくりをめざすことを目的として策定するものです。

本計画の構成				
第 1 章	第 2 章	第 3 章	第 4 章	第 5 章
計画策定の意義と目的	石垣市観光の現状と課題	計画の目標と方針	計画の内容	計画の推進

1 - 2 計画の位置づけ

本計画は、石垣市の総合計画における観光分野の基本計画であり、行政が観光関連事業者や市民と目標を共有して力を合わせることで観光まちづくりを推進していくことをめざします。そして本計画に基づいた調査事業や振興事業などに取り組む根拠計画として位置づけます。

1 - 3 計画の期間

本計画は平成 32 年度(2020 年度)までの 10 年間を計画期間とし、計画期間中は、進捗状況の把握に努めるとともに、観光を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、計画内容の見直しを行うこととします。

1 - 4 石垣市観光基本計画における理念と視点

本計画の策定は、「石垣市観光立市宣言」を基調とし、以下を理念及び魅力を創る視点とします。



島^{かい}ぬ美^{きむ}し^{かい}ゃ 心^{きむ}美^{かい}し^{かい}ゃ

自然や景観の魅力・人やその暮らしと伝統文化の魅力

魅力を創る視点

アジアを結ぶ国際交流結節点としての国際観光の振興

観光地として脚光を浴び、観光魅力に富む八重山の位置と風土を象徴とし、本市がアジアを結ぶ国際交流の結節点であることを強調し、国際観光の可能性を示します。

恵まれた自然は地域発展の源泉として自然を守ること

恵まれた自然は、地域発展の源泉であり、先人からの知恵が蓄積され今日があることに感謝して、自然環境を保全して次世代へ受け継いでいきます。

独自の文化を市民の誇りとして観光魅力にすること

格調高い八重山文化は長い歴史の中で「ゆいまーる」の暮らしの中から生まれ、市民の誇りを形成しています。文化は観光の大きな魅力となり、さらに世界や未来へ発信することで地域の誇りとなります。

観光資源を生かして、総合産業としての相乗効果により地域を活性化すること

観光は自然と文化を背景にした奥深いものであり、農林水産業、畜産業や商工業と複合する総合産業として、相乗効果を発揮することによって経済発展を促します。

観光客と市民の交流を深め合うこと

観光客と市民の交流を育み、表情豊かな観光魅力としての「笑顔」を創出します。

観光を命の大切さを学ぶ世界平和の架け橋とすること

観光は何よりも世界平和へ貢献するという意義を提唱します。

島^{かい}ぬ美^{きむかい}しゃ 心^{かい}美^{きむかい}しゃ

石垣市観光立市宣言

平成9年11月1日

ここは 南^{ばい}ぬ島^{やい} 八^{やい}重^ま山
アジアをむすぶ きらめきの浪漫海道 いしがき
太陽と黒潮に生まれた自然は、わたしたちの恵みの泉。
サンゴの海、みどりの大地に先人たちの知恵が生きる果報ぬ島です。

詩のくに、歌のくに、八^{やい}重^ま山
世界へひろがる きらめきの浪漫海道 いしがき
ゆいまーののくらしから生まれたやさしさの文化は、わたしたちの誇り。
香り高い芸能、音楽、工芸が今に息づき、未来へ発信するまつりのふるさとです。

島^{かい}ぬ美^{きむかい}しゃ 心^{かい}美^{きむかい}しゃ

島じまにこだまする自然とくらしの交響楽。
観光は、海の幸、山の幸を招き、島に元気がみなぎります。
笑顔と笑顔の出会いからはじまる石垣物語。
まちかどの小さな景色、ひと言、ふた言で心と心がかよいます。

観光は、命^{ぬつ}果^が報^ふを招く平和のかけはし。
国連旗がはためき、世界平和の鐘の鳴りひびく島、いしがき。
訪れる人びとと共に、わたしたちは誓います。

自然と文化を守り育てることを。
交流を深め、高めあうことを。
世界平和へつながる世^{ゆう}とぴあ・いしがきを。

おーりーとーり やいま（いらっしゃいませ 八重山へ）
にふぁいゆー やいま（ありがとう 八重山）

第2章 石垣市観光の現状と課題

2 - 1 観光をめぐる動向

1. 観光のコーディネート的機能の推進

21世紀の日本経済を支える産業の一つとして、近年、観光の使命が見直されています。昭和30年代、国民の生活水準が高まるにつれ、観光へ国民の意識も向き始めると経済成長の中で観光がもたらす経済的側面も注目されました。終戦からの日本復興を象徴する東京オリンピックの開催を控えた昭和38年に国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図る使命から「観光基本法」が制定されました。

その後、国民のライフスタイルや社会状況の変化により、観光形態も多様化し、また観光による自然環境への被害を懸念する課題もでてきました。少子高齢化が急速に進み、国内経済の安定を図る期待として、国際競争力のある魅力的な観光地づくりを国内において推進するために改正法として平成19年「観光立国推進基本法」が施行され、総合産業としての観光をコーディネートする役割を担った観光庁が設置されています。

本市においてもリーディング産業としての観光を総合的に捉え、産業間の連携をコーディネートする観光行政の役割が問われています。

注記

コーディネート：組み合わせ・調整の意味。ここでは観光が総合産業として他産業との連携を図れるように調整作業をするということ。

リーディング産業：他産業を牽引する主導的な産業の意味。

2. 沖縄県観光まちづくり指針における課題

沖縄県は「第3次沖縄県観光振興計画」(平成20年度から平成23年度)の新たな施策の柱として、観光まちづくりの推進を章立てし、県内圏域ごとの取り組みを推進しています。本市を含む八重山圏域は我が国最南西端に位置する地理的条件と貴重な野生動植物を含む豊かで多様性に富んだ自然環境、歴史的・文化的特性を生かした観光リゾート産業の振興を図ることを基本方向としています。その推進に向けて、行政、観光事業者のみでなく、地域住民が連携することを重要とし、行政内部においても関係各課による連携体制の構築を望ましいとしています。また、観光まちづくりを図る主要な取り組みとして、「資源の保全と活用」、「地域らしさの保全と地域の活性化」、「観光客の満足度の向上」の3つの考え方を挙げています。

3．観光旅行の現状

観光白書（平成 21 年版）では、国民の旅行回数や宿泊数が平成 3 年をピークに減少傾向にある状況の分析対象を 若年層 家族層 団塊世代等として、次のように現状と方向性を整理しています。

若年層

現 状

近年の国内宿泊観光旅行回数は、男性の旅行回数が少なく、女性が多いという傾向が続いている。旅行行動に影響を与える要因として、経済面の理由が多く挙げられ、若年層において、消費に充てる資金の割合を減らしていることが推察される。

また、「休暇が減って」という時間面を挙げる回答も多く、一緒に行っていた同行者と旅行の日程等を合わせにくくなっていることが考えられる。

方向性

若年層の国内宿泊観光旅行回数の低迷が顕著で、旅行に全く行かない層が増加している一方で半数以上は国内旅行の回数を増やしたいと考えていることから、多様な視点を持つ若年層のニーズに応じた取組みを進めていくことが必要。例えば、若年層が今後の生活で重点を置きたい分野として、「自己啓発・能力向上」を挙げていることから、体験型旅行等の知識や教養を高めることに効果のある旅行等の促進や物見遊山・レジャーといった観光に対するイメージそのものを変えていくことが重要。

家族層

現 状

若年層と同様に「教育費が増えて、お金の余裕がなくなった」という経済面が、国内宿泊観光旅行の主な減少理由となっている。

方向性

国内観光旅行市場において最大のシェアを占める家族層は親の子供時代の旅行の経験・印象が肯定的である程、親になった時に家族旅行をより多く実施する傾向があるとされる。子供にとって有意義な家族旅行を促進することが将来的な家族旅行の振興に重要とされる。利用しやすい価格帯の旅行商品の開発等による費用の軽減や家族それぞれのニーズに対応できる観光地づくりが期待される。

団塊世代等 **現 状**

退職後、余暇活動を拡大することが予想され、国内旅行市場を大きく牽引する層として期待されるが、伸び悩んでいる。その状況として、経済的要因として、将来に対する不安や資産価値の低下から、貯蓄意欲が強まる一方で消費意欲の盛り上がりには欠けることが考えられる。

方向性

余暇時間を過ごす滞在型の旅行、平日旅行等に対応した観光地づくりに取り組むとともに、国内旅行に対する満足度を高め、リピート需要を喚起していくことや夫婦旅行に対応した旅行商品の開発が期待される。また、加齢に対応したユニバーサルデザインの考え方に基づく交通機関の整備など、環境整備が必要とされる。

以上のような観光旅行の動向について、本市独自のマーケティング調査や分析を行い、本市観光の魅力づくりを推進する施策に取り組むことが課題となります。

注記

観光白書（平成 21 年版）：国土交通省HP掲載の資料、平成 20 年度観光の状況第 2 章から抜粋。

若年層：20～29 歳と設定。人口規模は約 1,520 万人で、全人口に占める比率は約 12.1%。

家族層：小学生の子供のいる世帯と設定。

団塊世代等：団塊世代の人口は約 647 万人で全人口の 5.4%、60～69 歳の人口は約 1,590 万人で全人口の約 12.6%。

リピート需要：繰り返すという意味から、再来訪者の需要。

ユニバーサルデザイン：多くの人に利用頂けるようにその障害物や障害となることを排除する設計や計画。

4. 観光価値を具現化する戦略の明確化

本市の観光価値について「島ぬ美^{かい}しゃ 心美^{きむかい}しゃ」という観光理念を基礎としますが、それをどのように具現化していくかという戦略の設定が大きな課題となります。本市は島しょ地域の弱みをカバーできる観光地としての様々な強みを有しています。しかし、その強みを活かす戦略の構築については観光入域客数が順調に推移してきた目の前の対応に追われ看過されていました。新石垣空港の開港という観光にとっても転換期を迎えるこの時期に本市の観光戦略を明確にすることが望まれます。自然環境という最大の観光資本を元手にどのような石垣島ならではの観光価値を提供できるかといった質の議論、そして質を強みとして、どのような機会と結びつけていくかという議論によって観光のあり方を構築することが必要となっています。

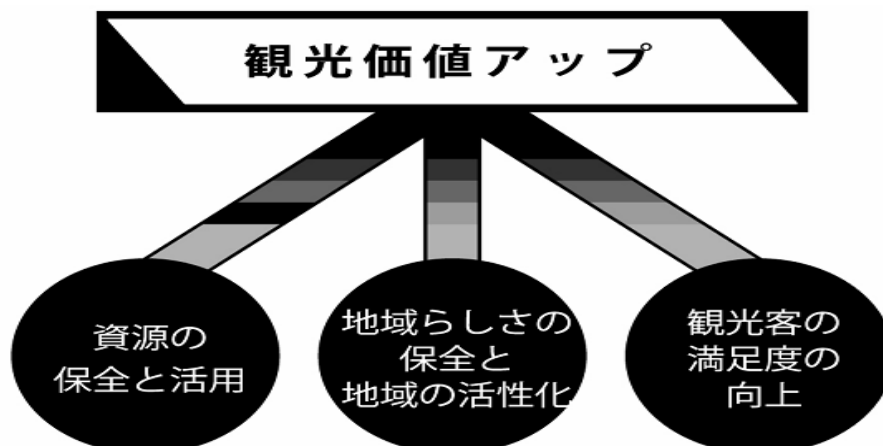
2 - 1 要点

リーディング産業としての観光を総合的に捉え、産業間の連携をコーディネートできる機能が必要。

「資源の保全と活用」、「地域らしさの保全と地域の活性化」、「観光客の満足度の向上」の3つの視点を持った観光施策が必要。

旅行者ニーズの分析はじめ観光マーケティング調査を定期的を実施することで本市観光の魅力づくりにつなげる取り組みが必要。

本市の観光戦略を構築していく議論が必要。



2 - 2 観光資源の保全と利用

1 . 自然資源の保全

本市の恵まれた自然環境は観光の最大の強みであり、観光資本です。世界に誇れるサンゴ礁の海の魅力、そして豊かな自然に囲まれて暮している地域性が付加価値として見出され、本市の観光価値や観光イメージを形成しています。本市観光の持続的発展には自然環境の保全が不可欠です。自然環境の魅力とそれに付随した島の暮らしが観光価値となり、ブームとして“集客”を促し、多様な“スタイル”が持ち込まれることで、観光入域客は加速度的に増加してきました。しかし、観光客が増加する一方で、自然環境への負荷や受入容量が懸念され、その実態や適正容量を想定するビジョンや地域経済への影響の把握そしてアセスメント体制が構築されておらず、このままの状況では、自然環境の劣化という資本損失の脅威を抱えています。集客目標やブーム的な観光需要に対応していた従来の観光振興も自然環境という資本があって成り立っていたことを認識して、その資本価値を将来に向かって維持できる管理と活用が課題です。

注記

ビジョン：将来の展望や見通し。

アセスメント：評価や査定。自然環境への負荷や受入容量を把握するうえで必要となる観光地の利用実態の定期的観測や評価。

2 . 景観と人文資源の保全

大規模な観光施設のない本市における観光滞在の魅力は石垣島らしい景観にあります。石垣島の面積の3割は国立公園に指定されており、その中でも北部地域は良好な自然景観を形成していることから石垣島ならではの観光メニューを導入することで景観保全の啓発が実効性を伴って実践できる観光地として活用できます。また、景観形成には石垣島ならではの生活、風習、伝統や祭事などの様式も含まれます。石垣島らしい景観を石垣島ならではの取り組みで保全、活用することが課題となります。そして石垣島ならではの景観の中で暮らす地域住民のライフスタイルも島の風景として観光魅力を創出します。

注記

ライフスタイル：生活様式や生活の仕方。島草履、島料理、島酒、三線、慣習、催事など石垣島の日常イメージに密着する独特感のある生活様式。

3. エコツーリズムに係る取り組み

環境問題への関心の高まりや観光による自然への悪影響の懸念を背景に施行された「エコツーリズム推進法」は、自然観光資源の保全を地域の創意工夫で取り組むことで観光及び地域振興に寄与することを推進しています。社会情勢の変動や環境問題に対する認識の変化に伴い観光の捉え方もこれまでの観光客（ゲスト）と受け入れ側（ホスト）の関係だった「売る」「買う」というマストツーリズムの立場から個人のライフスタイルと直結した様々な観光形態に移行しています。その中で体験型観光に位置づけられ、一方でマストツーリズムの弊害を是正する仕組みを有するとされるエコツーリズムについて、本市における考え方や取り組みが必要となります。例えば、本市を代表するエコツアー地域である、宮良川流域、吹通川流域、名蔵アンパル地域、白保海岸そして米原海岸といった地域での自然環境や伝統的な生活文化の保全を念頭においた適切な利用方法やアセスメントの実施が課題となります。

注記

エコツーリズム推進法：平成20年4月1日施行。市町村は地域のエコツーリズム推進に係る全体構想を国に申請することで、損なわれるおそれがある自然観光資源を特定自然観光資源として保護を講じる旨指定でき、場合によりその区域への立ち入りを制限することができる。また、この法律において、エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について有する者から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ当該資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」と定義している。

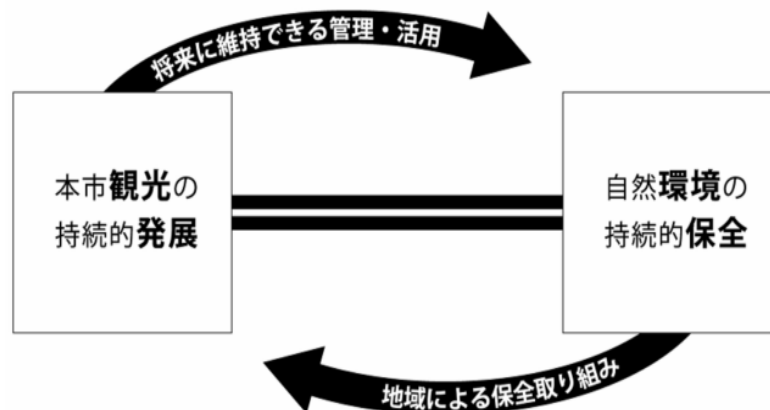
マストツーリズム：従来型の大量・団体観光の形態。関連する産業分野の幅が広くビジネス機会を有するとされる。画一的だが効率的な周遊観光に象徴される。ツーリズムの方法論として、エコツーリズムの考え方をマストツーリズムに組み合わせていくことが持続性のある観光地づくりに効果があるとされる。

2 - 2 要点

本市観光の持続的発展には自然環境の保全が不可欠。

従来の観光振興も自然環境という資本があって成り立っていたことを認識して、その資本価値を将来に向かって維持できる管理と活用が課題。

自然観光資源の保全を地域の創意工夫で取り組むことで観光及び地域振興に寄与する仕組みづくりが必要。



2 - 3 観光圏域としての課題

1 . 八重山圏域での観光の取り組み

本市は近隣の竹富町、与那国町と八重山圏域を形成しており、圏域における交通のターミナル拠点であり、また台湾含め東アジア地域からの入域におけるゲートウェイ的役割を担います。このことは、本市観光の強みであり、観光誘客における有利な機会となります。

一方で、本市は竹富島や西表島など周辺離島への単なる通過ポイントであり観光目的としての魅力は周辺離島に比べ乏しいという評価もあります。“八重山は一つ”であり、構成する島々がそれぞれパピリオンの固有性・優位性を持つことが八重山の一体化した魅力となるうえでも、周辺離島は競合地であり、そして共同体であるという認識での相互協力と切磋琢磨が圏域の魅力をさらに向上させます。例えば、通過型の観光プランとして初日は石垣島で半日観光、2日目は周辺離島で滞在、最終日は石垣島で買い物をして帰るといった場合、石垣市は玄関口であり、お土産や飲食エリアと位置づけられ、周辺離島はそれぞれの魅力を持ったパピリオンの位置づけとなります。周辺離島の魅力があるから本市は拠点地として観光の恩恵を受けているメリットがあります。それは一方で、本市では観光スポットの魅力が乏しいという弱みを抱えていると考えられます。周辺離島の観光価値が本市観光誘客の強みとなっていることを真摯に受け止め、その強みを活用すると同時に本市での観光滞在時間を増やすことが課題となります。本市の観光滞在の魅力を高めることで、八重山圏域の観光全体の滞在魅力が豊富になり、離島観光がピーク時に抱える環境負荷を緩和する効果ともつながります。観光客にとって八重山圏域は観光目的を果たす一体のエリアであることから、受け入れ側としても一体となった取り組みを行うことで、圏域の魅力向上を図り、

それが本市はじめ各離島の強みとなるように取り組むことが課題となります。各離島、地域固有の滞在・体験メニューや農山漁村活性化メニューを結集する八重山圏域の観光ビジョンの合意が必要となります。

注記

パビリオン：博覧会やレジャー施設での展示館や仕切りのある空間。八重山圏域には石垣島・竹富島・黒島・小浜島・西表島・由布島・鳩間島・新城島・波照間島・与那国島の有人島があり、石垣島を交通の玄関口として行き来できる。各周辺離島には島それぞれの伝統や風習があり、個性的で特徴あるパビリオンの空間として八重山圏域の観光魅力を深めている。

2 - 3 要点

“八重山は一つ”であり、構成する島々がそれぞれパビリオンの固有性・優位性を持つことが八重山の一体化した魅力とするうえでも、周辺離島は競合地であり、そして共同体であるという認識での相互協力が必要。

八重山諸島＝それぞれがパビリオン



2 - 4 観光利用と施設の課題

1. 量から質への転換・滞在魅力の向上とリピーターの獲得

観光産業はじめ他産業にとっても消費市場は欠かせず、その市場規模が経済振興に大きく影響します。観光においては、観光客数の増加や誘客を促す観光資源やそれを効率的に紹介できる旅行商品の造成が観光地としての目標であり、今後も本市において、ある規模の観光客数を集客していくことは観光振興の大前提となります。しかし、これまでの観光客の数という量に着目していた観光の捉え方から質を重要視した観光地づくりが求められます。それは団体周遊型旅行から個人型旅行へと旅行形態がシフトし、そして更に今後も消費者ニーズは多様化しながら、その観光動機の実現についても消費者の選択基準や選択方法が洗練された時代を迎えています。質への転換とは、消費者である観光客に満足度の高い観光を提供でき、一方でその対価として観光従事者や地域の人誇りを感じ、地域経済も発展することを意味します。観光客へどのような時間や空間そして観光満足を提供できるのかが課題となります。「のんびりできる癒しの島」「冬でも暖かい療養リハビリができる島」「マンタと潜れる世界有数のダイビングの島」「スポーツで賑わう島」「教育旅行のメニューが満載の島」など沢山の観光テーマや滞在魅力を持つ本市において、その魅力の付加価値を高めるサービスや仕組みを確立してリピーターを獲得していくことが質づくりにつながっていきます。

2. 観光と地域産業・伝統文化の コラボレーション

社会生活を形成する各産業分野及び伝統文化はそれぞれが連携・協働して相乗効果を生み出す可能性を持ちますが、特に観光は他産業や伝統文化と密接に結びつくことができる性質を有しており、雇用創出や地域活性化の起爆剤となります。つまり、観光によるイノベーション能力として地域の様々な産業や資源そして風習文化などを知恵と工夫により新たな価値として創出することができます。地域他産業が抱える課題を観光が協働することで解決できることもあります。また逆に観光が抱える課題を他産業と連携することで解決することもあります。それは地域の農林水産業、畜産業、商工業や建設業などにも観光要素を見出すことができるということです。また、地域独自の風習や伝統行事、そしてライフスタイルも観光資源としての要素を持っています。観光は地域振興を行う導入手段の一つという構図を明確に理解したうえで、地域における観光の役割や他の分野との協働システムを構築することが総合産業として経済価値への転換を促します。観光立市としての島全体での取り組みが求められます。

注記

コラボレーション：協力・共同・合作の意味。観光の目的や機能と他分野が組み合わさり、結びつくこと。そうすることで、新たな価値や機能の創出となる。

イノベーション：新たな発展や転換の意味。観光が他分野とのコラボレーションを行うことで図られるこれまでとは違う新たな効果。

3. 観光のユニバーサル化の実現

ユニバーサルとは言語の違い、老若男女、障がい者などできるだけ多くの人が利用できる バリアフリーの概念を示します。観光は命の大切さを学ぶ世界平和の架け橋として本市観光理念にも位置づけられます。その観光の意義から解釈すると誰にでも可能な限り公平性、自由度、安全性やわかりやすさを提供できることが観光交流を促進して、平和への架け橋づくりを実現することにつながります。また、ユニバーサルを意識した観光は観光の裾野を拡げ、新規観光需要の創出に効果を生むと考えられます。観光案内の多言語発信、多くの人への公平で安全な観光の提供を行うことも観光地としての魅力となります。

注記

ユニバーサルとバリアフリー：ここでは、高齢者・障がいのある方・外国人などより多くの方に、それぞれが観光において障がいとなることを排除したり、利便性を向上させることで、愛着の湧く観光地を目指すこと。

4. 安心・安全・快適な観光地づくり

海水浴やダイビングなどのマリッジやその他観光レジャー体験中の事故は死亡に至る危険性もあり、観光地の安全面でのイメージ低下につながります。また、観光客が運転するレンタカーの交通事故や観光滞在中の盗難事件、お土産や商品購入に係る観光客と観光事業者とのトラブルやタクシーのマナーに係る不満などは観光地としての悪い思い出や印象となり、リピーターとしての再来訪の機会損失につながります。安心・安全・快適な観光地づくりを推進する啓発の取り組みや観光客からの要求や苦情を ホスピタリティーを学ぶうえでの材料として蓄積しながら観光イメージの向上に転化できる仕組みづくりが課題となります。

注記

ホスピタリティー：もてなしや歓待。安心・安全・快適な観光を提供するサービスの考え方や方法。

5. 観光施設の維持・管理

観光地の美化清掃や観光案内看板の維持・管理は観光地の利便性やイメージ形成を果たすために重要な受け入れ要素といえます。施設の快適さと利便性が印象となり、リピーターの確保につながります。そして、維持・管理の状況は直接的に本市の観光客に対するホスピタリティーの度合いを印象づけることとなります。現在、指定管理者制度を導入して維持・管理を委託している観光施設について、外部意見を取り入れながら維持・管理手法について意見交換や検討を行う会議体の設置が課題となります。

注記

指定管理者制度：平成15年の地方自治法の一部を改正する法律において、公の施設の管理を地方自治体が指定する法人やその他の団体が管理できるようになった。現在、石垣市観光課では、所管する観光施設を3団体に管理委託している。

2 - 4 要点

質への転換とは、消費者である観光客に満足度の高い観光を提供でき、一方でその対価として観光従事者や地域の人誇りを感じ、地域経済も発展することを意味する。

観光によるイノベーション能力として地域の様々な産業や資源そして風習文化などを知恵と工夫により新たな価値として創出することができる。

観光のユニバーサル化は新規観光需要の創出に効果を生むと期待できる。

観光客からの要求・苦情をホスピタリティー向上の材料として蓄積しながら観光イメージの強化に転化できる仕組みづくりが課題。

観光施設や観光案内看板の維持・管理は観光地のイメージ形成を果たすために重要な役割を担う。



2 - 5 観光地運営の課題

1 . 外国人観光旅行客の誘客と受け入れ体制の促進

世界観光機関調べでは、2020年には4.2億人がアジア・太平洋域に観光するとの需要規模を予測しています。政府は2003年から訪日外国人旅行者数1,000万人を目標に掲げ、世界に占める日本の認知度向上等に取り組むビジット・ジャパン・キャンペーンを展開しており、2020年には目標数値を2,000万人にすると検討しています。人口減少社会に入った我が国の戦略的な成長市場として、外国人観光旅行客の誘客を見捉え、その意義として、双方向の観光交流による国際相互理解の増進を示しています。本市は観光拠点として、世界に誇れる白保のサンゴ礁や国内最大規模のサンゴ礁域である石西礁湖を観光資源として有しています。サンゴの織りなす景観やその中のマリインレジャーは世界に通じる感動を提供できます。その優れた観光魅力の情報発信をすること、外国人向け案内や接遇の向上、通貨(両替やクレジットカード)の利用対策に取り組みことで外国人観光旅行客の誘客が促進されます。また、CIQ 施設の整備で国際チャーター便の運航実績が顕著な台湾との定期運航化も新石垣空港開港により期待できます。さらに、韓国や中国本土など東アジア圏域との観光交流の輪が広がることも視野に入ります。その実現には外航クルーズ船の寄港も含め、空港や港での入国審査の円滑化や本市独自のサービスの提供や観光旅行の利点を付加価値として創出する仕組みづくりがポイントとなります。

注記

世界観光機関：UNWTO (World Tourism Organization)、観光分野の政府間機関。本部はスペインのマドリッドにあり、国際的な観光資料の作成などを行っている。

CIQ 施設： Customs(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫)。国際線の出入国に係る手続き施設。

2 . 観光人材の育成と地位の向上

地域の雇用創出にはその受け皿となる産業が必要であり、観光産業は本市における代表的な雇用機会となっています。雇用があれば人口の流出が抑えられ、地域経済が成長します。総合産業といわれる観光は関連分野が幅広く、商業・飲食業、農業・水産業そしてレジャー業といった業種等において観光的要素を有しています。観光市場の高まりがあれば、それを受けて事業機会が生まれ事業者や雇用が創出される一方で観光市場が不安定だと事業や雇用機会にも悪

い影響を及ぼします。また、右肩上がり推移してきた観光客の増加を背景にして、恩恵を得た事業者とそうでない事業者間の格差も生じ、総じて観光客が来ている割には景気の伸びが感じにくい現状があります。価格競争による薄利多売の弊害として、地域に落ちるお金の量が少ないと地域内でお金が循環する機能も乏しくなります。少ない量でも回数があれば、景気は維持できるとしても、それ相当の回数を受け入れるにはキャパシティの限界という制約があります。落ちるお金の量を増やすには、提供する観光サービスの価値や質を高めることが課題となります。質の高いサービスを提供することで得られる利益は金銭面や待遇面のみでなくプロフェッショナルな意識と観光従事者の地位向上にもつながります。観光は輸出産業と位置づけられます。地域全体のブランド価値を確立し、それを牽引する地域の観光産業が取り扱う商品やサービスの質を高め、ホスピタリティーに富む魅力ある人材によって顧客満足を高めていくことが観光立市として観光産業の持続発展をもたらします。

3. 地域ぐるみの観光まちづくりの合意と結集

観光行政の役割は第一義的には、観光予算の適切かつ効率的な執行にあります。どのような事業にどのようなタイミングでどれくらい投資すれば最大限に地域活性化としての観光振興に効果が生まれるかを描いたポートフォリオを持つことが望まれます。そして、本市にとっての観光資源は何かを整理して、その観光価値をきちんとマネジメントする役割を担います。その役割を果たすには、産・官・学・民や地域・市民との連携や協働を図り、情報とノウハウを共有することが課題となります。観光行政の顔が見える取り組みが課題となります。

注記

ポートフォリオ：最適な組み合わせ。限られた予算の中で効率的に予算執行を行い、効果を得ること。

マネジメント：管理や経営する能力。本市観光の価値を損なうリスク管理や法令を遵守すると同時に利用者目線の観光地運営を行うこと。

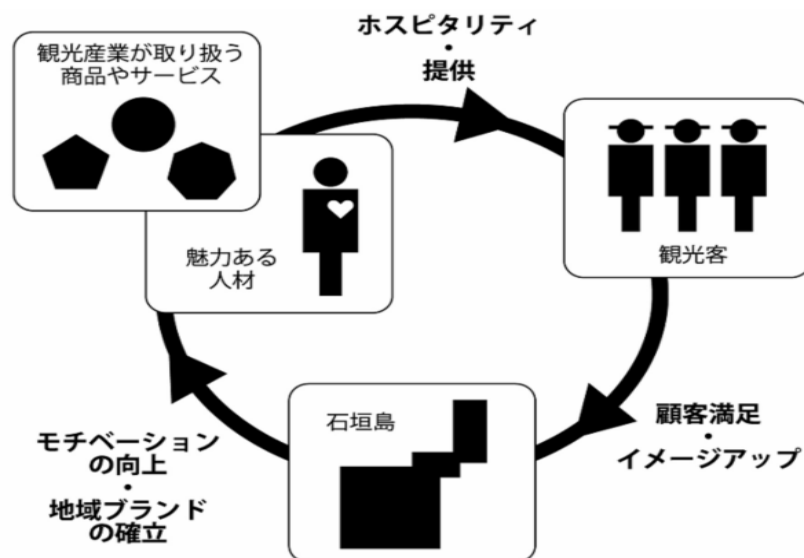
ノウハウ：やり方や知恵。

2 - 5 要点

台湾はじめ東アジア圏域との国際観光圏の創出には観光圏として独自のサービスや利点を付加価値として提供できる仕組みづくりが必要。

観光は取り扱う商品やサービスの質を高め、ホスピタリティーに富む魅力ある人材によって顧客満足を高めていくことで地域全体のブランド価値を高める。

本市にとっての観光資源を整理して、その観光価値をきちんとマネジメントする取り組みが必要。



2 - 6 新石垣空港の開港に向けて

1. 旅客需要の予測

2013年開港予定の新石垣空港における旅客需要予測値として開港7年後の2020年(平成32年度)の圏域外からの旅客数は2,631,000人と沖縄県は「新石垣空港ターミナルビル基本計画」の中で将来予測値(中位ケース)を示しております。その需要値から圏域外降客数を1,315,500人と推計すると観光客数はその概ね80%の1,052,000人と算出できます。新空港の開港により小型と中型ジェット機の運航組み合わせで年間約105万人の観光客を運ぶことが予測されます。

2. 本土直行便の本格運航

現在、石垣発の本土行き直行便は宮古や那覇で給油のため経由しての運航を行っていますが、新石垣空港の開港により、直接飛ぶことが可能になります。これにより、これまで以上に直行便を利用する時間的メリットが生まれ、また、ゆったりとした 特別シートを備えた機材での快適な空の旅も選択肢に入ってきます。

注記

特別シート：別途料金を払うことで利用できる普通席よりもゆったりとした座席。航空会社により名称が異なり、機材により座席配置数が異なる。

3. 国際チャーター便の定期的運航の実現

中型ジェット機の就航により、これまでの台湾からのチャーター便の運航に加え、中国や韓国など東アジア圏との路線開拓も可能となります。現空港に整備された CIQ 施設の機能を新空港においても設置することで、国際チャーター便の定期的な運航が実現できます。国際チャーター便の運航による本市からの アウトバウンドと インバウンドを促進することで、本市を中心とした観光交流の潮流が生まれます。そしてその効果による観光関連産業の発展や雇用の創出が期待できます。

注記

アウトバウンドとインバウンド：ここでは、本市から直接国外へ旅行することと逆に国外から直接本市へ来訪する状況の意味。観光客のみでなく、本市市民も運航路線先に旅行することでの観光交流を含めている。

4. 観光輸出の機会実現

コンテナ輸送が可能となることで、青果物、花卉、魚介類などの生鮮食品や加工食品そして特産品を大量に早く運ぶことができるようになります。輸送規模の変化は生産量増加と販路開拓の機会となり、関連産業の発展や新規事業と雇用の創出を促進します。そのためには生産地としての本市が持つ 観光ブランド力を確立して、メイドイン石垣島産としての安心・安全・信頼が備わっていることが必要不可欠となります。石垣島と本土市場がダイレクトにつながる利便性の向上と相まって石垣島ブランドの普及と観光イメージを輸出する機会の幅が広がります。

注記

観光ブランド力：石垣島イメージが商品やサービスの価値や石垣島の認知度を高めること。

5. 空港施設及びターミナルビルの石垣島らしさの工夫

石垣島らしさを考慮した表現・演出や機能が本市の玄関口である空港に備わっていれば、空港施設自体も観光資源としての性質を持ち、観光振興に寄与します。例えば、新空港は本市の東海岸沿いの太平洋を展望できる立地に建設されることから、送迎デッキを兼ねた展望空間を設置することで観光滞在施設としても利用できます。

6. 観光案内所と観光受け入れに係る多目的な利用

本市はじめ八重山の玄関口となる空港での観光情報の発信やコンシェルジェ機能の設置は観光立市を推進する意味でも必要なサービスとなります。また、団体旅行やスポーツキャンプなどのコンベンション開催を歓迎するセレモニーが行える多目的空間の確保も望まれます。空港は旅の離発着場所ですが、その利便性を高める一方で多目的機能が付与されることを期待します。

7. 新空港へのアクセス

新空港は市街地から約 11 km 離れることから、現在は車で約 10 分でのアクセスが新空港へは約 30 分要すると予測できます。この約 30 分という時間を観光客はバス、タクシー或いはレンタカー会社の送迎車で移動することになります。移動する車内から見える景観、車内においてどのような観光情報やイメージを提供できるかといったことが課題となります。タクシーであれば運転手さんのマナーであり、興味深い観光コーディネートであったりします。またバスであれば観光地らしい車内空間の演出であり、快適に移動を楽しめる工夫があげられます。距離が離れることを観光の強みに転化する試みが期待されます。

8. 開港キャンペーン等の取り組みの実施

新空港の開港を国内外に幅広く宣伝・広報して、開港による航空輸送機能や施設機能等の特長を紹介することで、開港による本市の魅力向上をアピールするキャンペーン等の取り組みを行うことが必要です。そのうえでも国内外からの需要喚起を促すマーケティング戦略や広報戦略を図る調査研究の実施が求められます。

2 - 6 要点

新空港開港により、どのような新しい観光の魅力や価値を創出する機会とできるのかを議論して、取り組むことが重要な課題。

第3章 計画の目標と方針

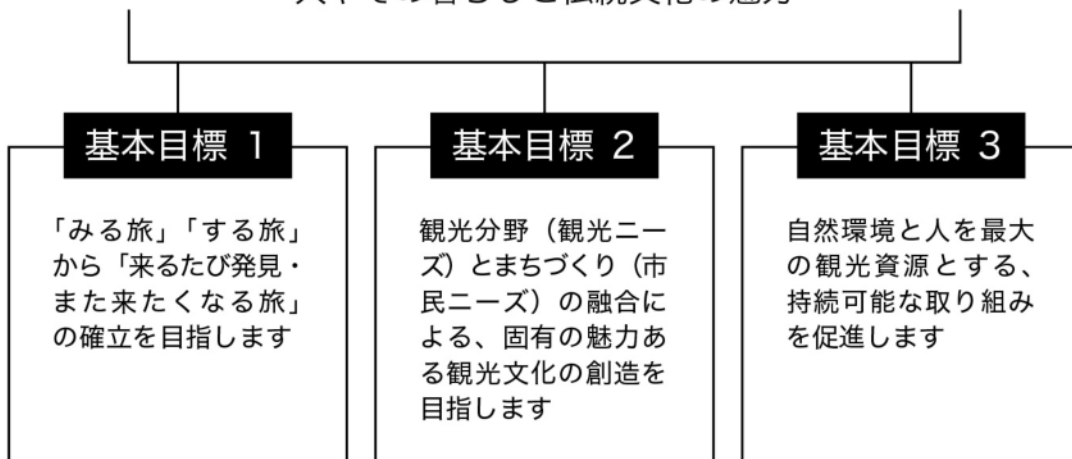
3 - 1 基本目標

石垣市観光基本計画 理念

かい きむかい
島ぬ美しや 心美しや

自然や景観の魅力

人やその暮らしと伝統文化の魅力



3 - 2 主要方針

基本目標を達成するうえで、次の7つの主要方針を設定します。

基本目標 1 「みる旅」「する旅」から「来るたび発見・また来たくなる旅」の確立を目指します。

主要方針 1 観光交流拠点としての石垣島らしさの確立

地域住民の生活快適性の方策の延長上に観光が位置づけられます。つまり、観光客の滞在快適性づくりは、地域住民の生活快適性づくりと重なります。地域活性化の手段として観光は、ヒトの流れによる交流効果とカネの流れによる経済効果で賑わいの創出と消費活動の拡

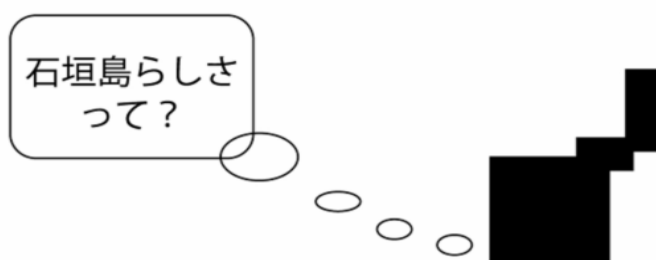
大を担います。東アジア圏域から太平洋への玄関口をなす位置にある石垣島は日本最南端の自然文化都市として、亜熱帯の美しい自然に囲まれた常夏の島であり、独自の伝統文化が生活の中で生きている島です。これらの地域特性や資源が魅力ある観光資源として差別化され、石垣島らしさとして多くの人々を引き寄せることで、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを目指します。

主要方針 2 新しい魅力づくりと発信

観光動機や観光形態の多様化がいわれる中、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行商品の開発が注目されます。これまでも石垣島はじめ八重山諸島では、マリンレジャーやエコツアーといった体験滞在型の観光が人気を集め、リピーター層を創っています。そのリピート需要を更に喚起していくうえで、マリンレジャーやエコツアーの顧客満足度を高めていく新しい工夫が求められます。一方で、マリンレジャー以外にもリピーター層を生み出す新たなツーリズム形態が必要となります。本市の地域特性を活かして、旅行需要や旅行スタイルを触発する取り組みを行います。

主要方針 3 観光マーケティングの推進

新石垣空港の開港により、中型ジェット機の就航が可能となることから、その機会を捉えた観光マーケティングが必要です。国内の主要誘致圏をどこに置くか、あるいは顧客ターゲットを季節ごとにどのように設定していくか、といった誘致戦略を立てることが求められます。また、国際チャーター便や外航客船の発生需要が多い、台湾はじめ近隣国との観光交流を促進するうえで、本市はじめ八重山圏域の観光価値をPRする手法の確立が求められます。本市観光の持つ強みと弱み、観光を取り巻く機会や脅威を適時把握する統計調査や評価を行うことで、本市観光の価値をマネジメントできるように取り組みます。



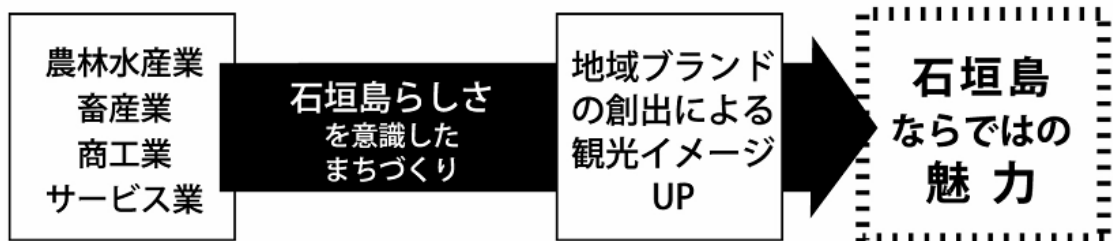
基本目標 2 観光分野（観光ニーズ）とまちづくり分野（市民ニーズ）の融合による固有の魅力ある観光文化の創造を目指します。

主要方針 4 地域の産業と観光の結びつけの強化

地域の産業と観光の連携を促進することで、地域固有の観光魅力の増強、地域産業の活性化及び産業連関による経済波及効果が期待できます。観光の語源は「国（地域）の光を観（しめ）す」とされます。農林水産業、畜産業、商工業やサービス業そして建設業などの各産業が石垣島らしさの共有を意識してまちづくりを行うことで、それが観光と関わり、石垣島ならではの魅力を創出します。地域ブランドの本来の価値を安心、安全、信頼そして固有性と定義して、観光イメージにより石垣島ならではの付加価値を得ていくことを目指します。

主要方針 5 受入体制の確立

観光地あるいはリゾート空間の魅力は感動ともてなしの伝達にあると認識します。沖縄のもてなし文化と風土は観光魅力であり、人との出会いや再会は大きな観光動機となります。素朴で新鮮なオーヤオーバーとの交流は観光題材ともなりました。本市観光における人材とは、それぞれが携わる分野や暮らしの魅力を観光客に紹介するあらゆる人々と考えます。その人材育成の基盤として、学校教育において観光カリキュラムの導入を促進し、長期的な観光認識の向上を検討した幼少期からの観光理解を進めます。一方、安心、安全な観光地づくりを整備して、高齢者、障がい者、妊娠中の人や外国人旅行者などが最大限に楽しめる観光環境の強化に取り組みます。



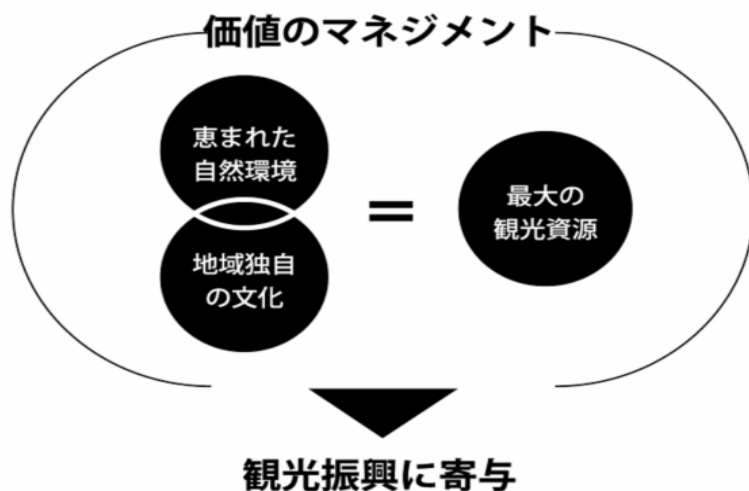
基本目標 3 自然環境と人を最大の観光資源とする持続可能な取り組みを促進します。

主要方針 6 地域発展の源泉の保全

恵まれた自然環境は本市の有する最大の観光資源であり、地域発展の源泉です。自然環境の保全が地域発展には不可欠となります。また、その自然を敬い、活用して、向い合って生活してきた先人達の知恵や文化も誇りある地域資源として観光振興に寄与します。自然環境やそれと隣り合わせにある地域独自の文化を本市の財産として維持し、その価値を高めていくことが豊かさにつながると考えます。自然環境と地域文化が持つ資産価値を認識して、マネジメントする取り組みを行います。

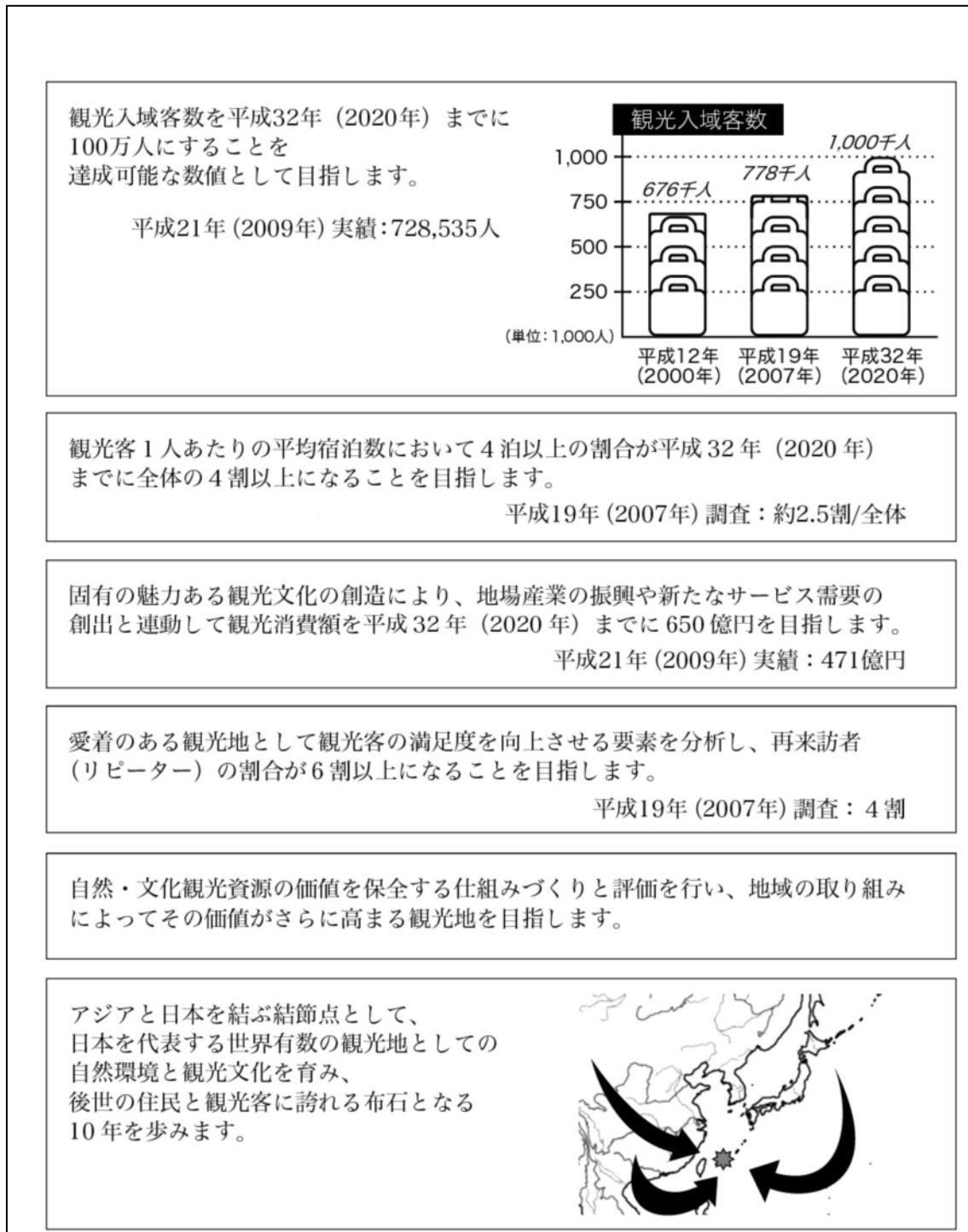
主要方針 7 観光地経営システムの高度化

観光地経営を観光事業者と行政のみでなく、住民・地域社会の協働による観光まちづくりへと拡大し、観光資源の管理・再生を含む地域ぐるみの観光地経営体制の強化を目指します。観光需要の成熟化と地域住民の生活意識の高まりが進む背景において、地域の生活者が観光客に普段着のライフスタイルの魅力を伝えることができる生活者交流やガイド・インストラクターやNPO等を担い手とする観光まちづくりを推進することで、観光行政や観光業界主導できた観光を見直し、地域住民やコミュニティーが参画・協働できる観光まちづくりを確立します。



3 - 3 目標フレーム

基本目標と主要方針を推進する具体的施策は次章で述べますが、以下を本計画における概括的な目標フレームとします。



第4章 計画の内容

4 - 1 施策体系

基本目標 1

「みる旅」「する旅」から「来るたび発見・また来たくなる旅」の確立を目指します。

主要方針

- 1) 観光交流拠点としての石垣島らしさの確立
- 2) 新しい魅力づくりと発信
- 3) 観光マーケティングの推進

具体的施策

1. 中心市街地活性化の取り組みと連携した魅力的な散策滞在の掘り起こし
2. 着地型地域密着旅行商品の発掘
3. まちかどボランティア制度の推進支援
4. 地域アメニティ環境基盤整備
5. 広域観光ルートの見直しと新しい魅力づくり
6. 「観光立市」広報の取り組み
7. 地域住民も楽しめるウォーターフロント空間の創出
8. クルーズ船関連機能の整備
9. 国際観光圏形成の促進
10. 観光通訳ボランティア登録制度
11. 観光統計・顧客満足度調査の実施
12. 教育旅行やスポーツコンベンション・イベントの誘致
13. 新石垣空港開港キャンペーン
14. 石垣島情報・イメージの発信
15. 伝統文化の宝庫の発信
16. 大学・研究機関との連携による観光題材研究
17. 海洋資源利用の魅力向上と永久利用の促進
18. スカイレジャー振興
19. ゴルフ場建設に向けた取り組み
20. 星空やナイトツアーを観光資源とした取り組み

基本目標 2

観光分野（観光ニーズ）とまちづくり分野（市民ニーズ）の融合による固有の魅力ある観光文化の創造をめざします。

主要方針

- 4) 地域の産業と観光の結びつけの強化
- 5) 受入体制の確立

具体的施策

21. 農漁村民宿開業・生活体験支援
22. 戦略的地域資源活用産業と観光との連携
23. 観光所得・雇用効果創出調査
24. メイドイン石垣体感運動
25. 石垣島らしさを表彰する「YEAR OF ISHIGAKI (仮称)」の実施
26. ヘルスツーリズム・リハビリ・エステ観光形態の促進
27. ウェディング IN ISHIGAKI 支援
28. 石垣島ミュージック & アート・クラフトコンベンションの開催
29. 観光人材養成
30. 観光ユニバーサルデザインの取り組み
31. ビーチ及び観光施設の整備
32. 地域のおもてなし向上の取り組み
33. 雨天の楽しみ方提案の取り組み

基本目標 3

自然環境と人を最大の観光資源とする、持続可能な取り組みを促進します。

主要方針

- 6) 地域発展の源泉の保全観光地経営システムの高度化
- 7) 観光地経営システムの高度化

具体的施策

34. エコツーリズム研修システム確立の取り組み
35. エコツーリズム推進法活用に向けた取り組み
36. サンゴ礁に親しむ取り組み
37. 修景快適性疎外要因の解消の取り組み
38. 景観形成に向けた取り組み
39. 歴史的景観保存・活用支援の取り組み
40. 観光まちづくりコミュニティ協定への取り組み
41. サイクルロード・ウォーキングトレイルの整備

- 42. 観光地マネジメント評価制度
- 43. 環境共生型観光への取り組み
- 44. 環境保全資金に係る取り組み
- 45. 石垣市観光白書（仮称）による年次報告
- 46. 観光立市（振興）条例の制定
- 47. 石垣市観光協会との連携

4 - 2 具体的施策



1. 中心市街地活性化の取り組みと連携した魅力的な散策滞在の掘り起こし

機能・役割

まちなか交流館ゆんたく家を軸に公共施設などを利用して市民や観光客が滞在できる憩いや立ち寄り空間を創出したり、散策が楽しくなる観光資源の掘り起こしを行い、中心市街地の観光による活性化を促進する。例として、とぅもーるネットセンター、八重山博物館、文化会館、市立図書館、大濱信泉記念館や市役所などの公共施設が有する観光的要素を見直して憩いの滞在空間として活用する。また、携帯電話などを利用したモバイル観光情報システムで昼夜の店舗情報やイベント情報提供を密にして、ひとり歩きでも出会いのある市街地散策環境を整備する。

取り組み・展開

商店街や通り会等の取り組み、関係公共施設の潜在的観光要素の掘り起こしを推進する。また、地元ラジオ局やモバイルを利用した民間技術の導入を支援して、独自のモバイル情報提供の仕組みをつくる。また、タウンマネジメント石垣が開催している「まちなか散歩ツアー」の持続化を支援する。

2. 着地型地域密着旅行商品の発掘

機能・役割

市民・団体や地域でつくる地域密着型旅行商品の発掘事業を行い、新たな観光資源や石垣島ならではの観光形態を旅行者に伝えることで、観光地としての魅力と地域の誇りを創出する。

取り組み・展開

公募形式で発掘チームを構成して、市民・団体や地域による商品造成の仕組みづくりを行う。商品により旅行業法の特例措置或いは販売旅行会社との戦略づくりを提携する。

3. まちかどボランティア制度の推進支援

機能・役割

観光まちづくりにおける観光美化を推進する取り組みとして、沿道の花壇や市内の一定の空間を花と緑にする花植や清掃活動を行うまちかどボランティア制度を観光分野からも取り組む。また、日常的にポイ捨てや不法投棄を防止する市民意識への啓発の取り組みを観光立市の立場から行う。

取り組み・展開

ボランティア活動に取り組みやすい仕組みづくりや取り組みを評価するなど何らかの支援や褒賞制度を導入して、活動動機の高揚を図る。

4. 地域アメニティ環境基盤整備

機能・役割

新石垣空港開港により想定される観光入域客増の可能性を視点として、地域環境の受入体制調査を行い、交通アクセス・開港の利便性・環境負荷（水供給やごみ排出等）などについて整理する。

取り組み・展開

利用者負担や共感者支援などによる環境財源確保を検証する環境の経済価値評価についても調査を行うことで、環境容量について理解する。

5. 広域観光ルートの見直しと新しい魅力づくり

機能・役割

八重山諸島の玄関口という本市の強みを活かし、新たな観光滞在地点や滞在魅力を創出する。また、周辺離島の特長や固有性を活かして一体となった広域観光ビジョンと役割の合意を図ることで圏域全体での滞在魅力が豊富になることを目指す。

取り組み・展開

石垣市での観光滞在時間を増やすあらゆる要素の抽出と検討、それに連動した各離島への観光アクセスやゆったり時間を満喫できる観光ルートの見直しを行う協議会等の設置。また、環境省が取り組んでいる本市国立公園内の振興事業による体験滞在メニューを支援する内容の検討。

6. 「観光立市」広報の取り組み

機能・役割

観光立市を啓発するフォーラムなどの定期的開催を行い、市民や関係事業者の観光への意識づくりを行う。

取り組み・展開

観光振興に係る様々なテーマや論点を考える機会をつくり、市民や関係事業者が観光について意見交換できる機会をつくる。

7. 地域住民も楽しめるウォーターフロント空間の創出

機能・役割

この施策は、市民、観光客がこんなロケーションで時間を過ごしてみたいと思える空間の創出をめざします。石垣港港湾計画の推進を軸に旧離島さんばし付近また市内のウォーターフロントを滞在・交流のできる観光空間として活用する。例えば、ベンチを置くだけでも滞在空間を創出することが可能。また、夏場の夜市の開催などウォーターフロントの持つ海沿いならではの特性を活かした催事の開催を行う。

取り組み・展開

石垣港港湾計画・石垣市風景計画を考慮した着想の構築と人気を誘うロケーションデザインと利便機能を検討した空間づくり。夜市などの催事実施にはごみ問題や安全管理の課題について慎重に対策のうえ取り組む。

注記

ロケーション：場所、配置

ウォーターフロント：海や川に臨む水際や海岸線

8. クルーズ船関連機能の整備

機能・役割

国際性豊かなみなとまちづくりを視野に、クルーズバースの整備や受け入れ関連機能としての両替所、観光案内所の設置などで観光利便を向上させ、国内外からのクルーズ船誘客に取り組む。

取り組み・展開

港湾所管部署、船舶代理店や地元観光事業者と連携したポートセールスを行う。ポートセールスの取り組みとして、クルーズ船誘致に関する本市方針の明確化、乗船客および乗組員からの観光ニーズ調査を踏まえた戦略の構築。

9 . 国際観光圏形成の促進

機能・役割

これまでの国際チャーター便運航の実績を踏まえ、新石垣空港開港での台湾東部はじめ東アジア圏域との定期路線就航を実現するために、八重山圏域で一体となった付加価値の高い圏域周遊旅行商品の造成を図る。

取り組み・展開

新石垣空港での国際線施設設置を要望すると同時に国際線旅客者や国際貨物の流れによる経済効果が創出できるよう国境を越えた取り組みを行う。また、就航先と相互に気軽にグルメ、ショッピング、ゴルフ旅行そして教育旅行などに行き来できる旅行形態の定着に取り組む。

10 . 観光通訳ボランティア登録制度

機能・役割

市民通訳ボランティアの登録制度を運用したり、通訳案内士や地域限定通訳案内士の有資格者には コンシェルジェとして報酬を得る機会の仕組みを確立する。

取り組み・展開

外国人の個人旅行や団体旅行をサポートする案内活動。観光事業所の人材教育を支援して事業所利益の発生を支援したり、語学に関心のある市民には相互交流の機会として参画してもらえる仕組みを用意する。

注記

コンシェルジェ:案内人

11 . 観光統計・顧客満足度調査の実施

機能・役割

本市観光に係る各種統計調査や来訪者の旅行形態及び満足度意識の調査を定期的に行う。それにより事業施策への反映、PR誘客活動などの観光戦略を図る分析資料とする。

取り組み・展開

持続的な観光地運営に資するマーケティング資料を観光従事者や市民と共有できるよう測定可能な定期的実施とその検証に努める。

12. 教育旅行やスポーツコンベンション・イベントの誘致

機能・役割

教育旅行・企業研修旅行やプロ野球・Jリーグ・陸上などのプロ・アマスポーツキャンプ及びトライアスロンなどのスポーツイベントを誘致開催して、賑わい効果の創出とリピーター需要の喚起を行う。

取り組み・展開

石垣島ならではの歓迎や受入れ体制を行うことで、観光イメージの向上につなげる。また、教育旅行においては平和学習や自然環境保全意識を育むプログラム、伝統文化にふれるプログラムの提供を支援する。

13. 新石垣空港開港キャンペーン

機能・役割

新石垣空港の開港を国内外に広報して、開港インパクトを高める誘客キャンペーンを行う。

取り組み・展開

航空会社はじめ関係機関と一体となったキャンペーン戦略の構築を行い、航空運賃・就航路線や新石垣空港開港に親しめる話題と賑わいをつくる。

14. 石垣島情報・イメージ発信

機能・役割

タイムリーな観光情報や地域情報を日本語だけでなく英語や中国語でも発信する媒体を作成する取り組みを行う。ニーズに即した旅行計画の提供、観光地の定点観測情報やバスや離島航路の運航状況、台風や防災時の情報提供システムを強化する。また、石垣観光をPRすることを背景にした、映像やCM脚本を市民公募のうえ製作・公開することを行う。

取り組み・展開

効果的にPRする配布ツール・場所・運営方法等について実態把握調査が必要。

15. 伝統文化の宝庫の発信

機能・役割

地域文化としての伝統芸能を観光資源として活用したり紹介するガイドブックを作成したり、わかりやすさとその魅力を体感してもらう仕組みをつくる。

取り組み・展開

郷土芸能のタベ・サンシンの日・とっばら一ま大会などの芸能イベントと豊年祭・ハーリーなどの伝統行事が観光魅力となっており、地域の催事と観光の関わりについて検証することを行う。

16. 大学・研究機関との連携による観光題材研究

機能・役割

大学や研究機関と観光題材に関する共同研究事業を行い、情報や戦略資料の蓄積をする一方で人材発掘と育成に貢献する取り組みとする。

取り組み・展開

観光振興を図るための観光題材について、共同事業を行うことで相互にメリットのある関係を構築する。

17. 海洋資源利用の魅力向上と永久利用の促進

機能・役割

世界に誇れる石西礁湖や石垣島の海の魅力を体験するダイビングやマリンレジャーのメッカとしての成長戦略を確立する。また、遊漁船観光の進展について、釣れた魚を美味しく食するまでの体験型メニューや工夫を支援する取り組みを行う。

取り組み・展開

自然の楽しみ方や付き合い方をガイドできる丁寧・安心なホスピタリティーの仕組みと評価づくり、海洋資源の永久利用と活用に係る マリーナ拠点構想づくりを観光の立場からも取り組む。そして、海洋性レクリエーション、水産業の振興、生態系に配慮した環境の維持やハード整備についても関係所管部署と取り組む。

注記

メッカ：該当分野の中心地。

マリーナ：ヨット、ボートなど船舶の係留地。マリンレジャーの基地。

18. スカイレジャー振興

機能・役割

海や景観を空から眺める感動溢れる体験型メニューとして支援する。

取り組み・展開

観光情報において、スカイレジャーにフォーカスすることや誘客イベントの開催を支援する。

19. ゴルフ場建設に向けた取り組み

機能・役割

観光渡航先を決める際の主目的ともなり オプションともなるゴルフ。ゴルフ場があることで総体的に観光集客やリピーター定着に寄与する。また、市民にとっても余暇を過ごすレクリエーション施設となる。観光の立場からゴルフ場の建設に向けた意見の提言などの支援を行う。

取り組み・展開

ゴルフ場建設には広範囲な土地の開発及び建設を伴い、また芝の維持管理手法による自然環境への影響が懸念される。持続可能な観光地づくりには自然環境と向き合う姿勢が重要になる。自然を壊して犠牲を生んでからの環境保護姿勢ではなく、例えば、ゴルフ場を建設する場所、工事の方法、使用する薬品の審査など設置者との環境保全協定や環境管理計画の義務化など環境へ配慮した取り組み姿勢が必要。

注記

オプション：付随する選択肢。

20. 星空やナイトツアーを観光資源とした取り組み

機能・役割

地理的条件などにより国内でも優れた観測場所となる石垣島の星空を観光資源とした取り組みを行い、新たな星文化の創出を目指す。また、蛍ツアーなど夜間の自然観察を観光資源として活用する取り組みを行う。

取り組み・展開

これまで実施している、南の島の星まつりなどのイベントや石垣島天文台や関係団体と提携した様々な取り組みで星文化の振興を行う。また、街灯の明かりが星空観測を妨げない技術や装置の導入を進めて光害のないまちづくりを推進する。

21. 農漁村民宿開業・生活体験支援

機能・役割

農家や漁業従事者の生活体験を目的にした民宿開業や地域の第1次産業の魅力を伝える工夫ある体験型メニューを支援する。

取り組み・展開

実際に受入れや仕組みづくりに関心を持つ関係者との支援会議を開催するなどして方向性を見出していく。一過性の観光ではなく、集落やコミュニティとのふれあいを軸にした生活者交流を目指す。

22. 戦略的地域資源活用産業と観光との連携

機能・役割

地域資源の活用による地域主導の産業おこしと観光の連携を促進して、経済波及効果の拡大を目指す。

取り組み・展開

「石垣市ゆばなうれ計画」において活用型産業として挙げられるパイアやそのほかの農産物、薬草加工、陶芸など計画の重点プロジェクトの現在の活用・進捗状況を確認しながら観光との連携や効果について再検証する機会を創出する。

23. 観光所得・雇用効果創出調査

機能・役割

観光がもたらす所得効果や雇用効果を調査して、観光産業の構造を分析することで、観光戦略における材料とする。

取り組み・展開

観光による所得と雇用効果の創出が安定した観光地づくりを支えることから、経済振興策にも資する調査をめざす。

24. メイドイン石垣体感運動

機能・役割

石垣島産を知覚する表示や伝え方を工夫すると同時に質を高める取り組みを行うことで、石垣島ブランドの普及を行う。

取り組み・展開

市内の飲食店など地元素材を使用している場所での石垣島産表示や情報提供を行うなどストーリー性のある石垣島産品の普及を行う。

25. 石垣島らしさを表彰する「YEAR OF ISHIGAKI (仮称)」の実施

機能・役割

石垣島らしさ・石垣島ならではの年間を通じて最も象徴したり具現化したと思われるモノ・ヒト・コトを表彰して石垣島らしさの定義づけを行う。

取り組み・展開

石垣島らしさ・石垣島ならではの、といった観光要素としてのスパイスの魅力が観光魅力につながることを趣旨とした表彰規程の作成。

26. ヘルスツーリズム・リハビリ・エステ観光形態の促進

機能・役割

石垣市の豊かな自然や地域の顔が見える優しい料理を味わい、自然の中で治癒され、地域の材料で工夫されたエステリゾートを体感したり、観光医学に基づいたリハビリや健康増進を行う旅行形態を促進する。

取り組み・展開

自然観光資源や地域資源による癒し効果の科学的検証、医療サービスを付加した観光企画の検討を医療機関や関係者で行う。

27. ウェディング IN ISHIGAKI 支援

機能・役割

リゾートウェディングの誘致を推進するため、魅力あるプランや空間づくりを支援する取り組みや広報を行う。

取り組み・展開

これまでの島外からのウェディング誘致実績や満足ニーズを検証する関係者での推進委員会を設置して取り組む。

28. 石垣島ミュージック&アート・クラフトコンベンションの開催

機能・役割

石垣島イメージを触発する音楽や芸術の力を結集させたコンベンションの開催や著名アーティストと地域アーティストの活動結集を図り、文化産業を推進する。

取り組み・展開

ターゲット客層を絞り、そこに影響を与える情報媒体を活用した取り組み。

29. 観光人材養成

機能・役割

地域の子供達が観光の現場を身近に体験してもらうプログラムを検討して、将来的な観光人材の発掘・育成の取り組みを行う。

取り組み・展開

学校現場での既存の観光に関連する取り組みなどを整理把握してプログラムを検討する。また、観光従事者から観光業界や現場の魅力を紹介してもらうことで、観光従事者が子供達に教えながら自らも観光人材について学ぶ機会とする。

30. 観光ユニバーサルデザインの取り組み

機能・役割

バリアフリー観光や外国人が1人でも歩ける観光まちづくりに取り組む。

取り組み・展開

ユニバーサル基準の施設整備による利便性の向上も必要だが、不便に遭遇している観光客へ「何かお困りですか？」と一言かけるコミュニケーションも世界共通の基準として、そのソフト面での市民啓発も行う。

31. ビーチ及び観光施設の整備

機能・役割

ビーチ（主に海水浴場）の利便性と魅力を向上させるために、市内や離島のビーチ情報や潮の干満情報などをリアルタイムで発信し、各ビーチの魅力と特長紹介による付加価値づくりを行う。また、観光施設の維持管理を徹底して行き安全、快適な空間づくりを行う。

取り組み・展開

ビーチサイドでの楽しみ方や過ごし方の発見。市民意見を取り入れた観光施設管理に関する委員会の設置を行う。

32. 地域のおもてなし向上の取り組み

機能・役割

市民レベルで触れ合う観光客との交流機会を促すため、定期的な観光や地域情報の提供など市内店舗を観光交流拠点として利用する協定を結ぶ取り組みを行う。

取り組み・展開

例えば、観光客へのトイレの提供や観光利便に関する何らかのサービス提供を取りまとめる。

33. 雨天の楽しみ方提案の取り組み

機能・役割

本市観光は景勝地の観光や体験型観光で過ごすことが主となるため、観光客の満足度は天気によって左右される傾向がある。雨天で予定通りの観光ができなかった場合に紹介できる魅力ある観光オプションづくりに取り組む。

取り組み・展開

市内事業者や市民からの意見を募り、雨の日などでも楽しめる自然体験や文化体験など工夫ある観光オプションづくりを実施する。

34. エコツーリズム研修システム確立の取り組み

機能・役割

ラムサール条約に登録されている名蔵アンパルや国立公園に含まれるエコフィールドを活かしてエコツーリズムの研修・普及活動を活発化する機会づくりを行う。

取り組み・展開

環境省モニタリングセンターやエコツーリズム関係の事業者との人的・機能的・情動的連携と併せてエコツーリズム学習の機会を強化する。

35. エコツーリズム推進法活用に向けた取り組み

機能・役割

自然環境を保全・活用するため地域や関係者の意見を整理して、エコツーリズム推進法や保全協定に関する取り組みを行う。

取り組み・展開

本市における自然環境保全について、徹底した意見交換の機会をつくる。

36. サンゴ礁に親しむ取り組み

機能・役割

サンゴ礁の役割や価値を観光の立場としても見つめ直し、サンゴ礁と観光の関係について再認識した取り組みを行う。

取り組み・展開

本市の代表的な観光資源であることを啓発する機会づくりとその価値ある資源を守るための観光的立場からの取り組みを行う。

37. 修景快適性疎外要因の解消の取り組み

機能・役割

観光地イメージを形成するうえで疎外要因となることを検証して、解決する取り組みを行う。

取り組み・展開

まちなかを通して感じる観光イメージをマイナスにする要因（悪臭、ゴミなど）の発生原因について関係所管部署と対策に取り組む。例えば、本市の ウェルカムロードや シンボルロードにおけるゴミの集積場所や収集時間など観光まちづくりの視点から見直しを行う。

注記

ウェルカムロード：観光客や来訪者が利用する幹線道路で本市へ迎え入れる際の道路

シンボルロード：町が目抜き道路

38. 景観形成に向けた取り組み

機能・役割

地域独自の固有性ある景観は観光魅力となることからその価値を保全して高めていくことに取り組む。

取り組み・展開

本市の魅力ある景観を紹介する情報発信とそこでの滞在時間を促す工夫を行う。

39. 歴史的景観保存・活用支援の取り組み

機能・役割

歴史的景観を観光魅力として保存する取り組みを行い。また、観光利用のあり方について検証や支援することを行う。

取り組み・展開

石垣市風景計画の内容を観光の立場から深めていく考え方の整理と活用方法の検討。また、映画やドラマなどのロケ撮影でも使用できる古民家や歴史的景観の保存と活用に協力を行う。

40. 観光まちづくりコミュニティ協定に向けた取り組み

機能・役割

観光まちづくりを推進する団体、NPOや公民館と協定を結んだ取り組みを行う。

取り組み・展開

集落観光のコーディネーター、まちぐるみの観光推進を行うため、地域との意見交換やプログラムづくりを積極的に開催する。

41. サイクルロード・ウォーキングトレイルの整備

機能・役割

のんびり自然を満喫するサイクルロードやウォーキングの促進に寄与するアイデア感のある整備を行う。

取り組み・展開

推奨マップづくりや楽しめる情報の提供を行い、休憩ポイントや景観ポイントを整備する。

42. 観光地マネジメント評価制度

機能・役割

観光地として、観光資源をどのように運用しているかを評価する制度を導入する。

取り組み・展開

観光施策の取り組み、資源や施設管理について第三者の視点で評価する仕組みをつくり、課題提起とその解決に取り組む。

43. 環境共生型観光への取り組み

機能・役割

自然環境を保全しながら観光において活用できる観光地を形成する取り組み。

取り組み・展開

観光利用により、観光資源の価値を損なう問題の解決に向けた取り組みを行う。
具体的な利用計画やルールを作成を行い、市民、観光客や観光従事者がその内容を共有できるような取り組みとする。

44. 環境保全資金に係る取り組み

機能・役割

環境目的税の導入について、竹富町や与那国町との意見交換を行いながら、導入の必要性や目的、メリット・デメリットなど効果の検討を行う。

取り組み・展開

実際の運用方法をシュミレーションする社会実験を行う。

45. 石垣市観光白書（仮称）による年次報告

機能・役割

石垣市観光の状況や取り組み施策を市民や関係者向けに年度報告する。

取り組み・展開

観光実態の把握、観光行政の顔が見える取り組みとする。具体的には各年次の観光目標や観光予算及び事業についてまとめる。

46. 観光立市（振興）条例の制定

機能・役割

観光立市を推進する条例の施行を行う。

取り組み・展開

条例に向けた委員会を設置して、観光立市推進に必要なかつ効果のある内容を検討する。

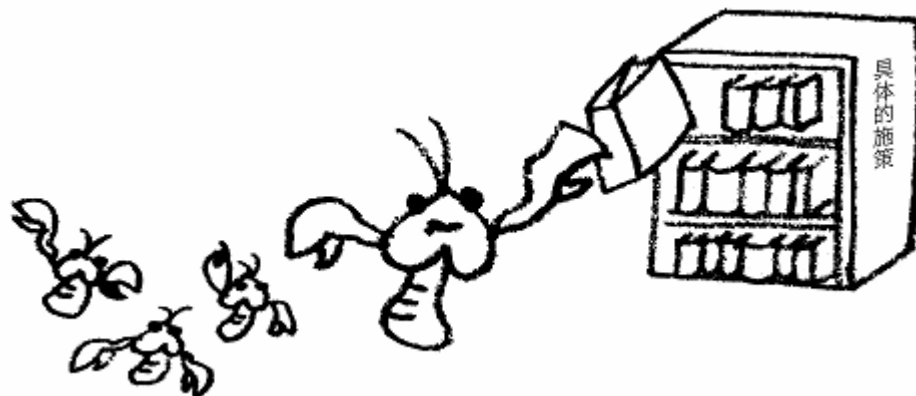
47. 石垣市観光協会との連携強化

機能・役割

これまでも本市観光の振興に向け連携・連動した各種の取り組みを行っているが、既存の取り組み内容を見直しながら、より効率的かつ一体となった観光事業の推進に取り組む。

取り組み・展開

相互の事業を見直し、観光協会会員のニーズを把握したうえで、相互の役割を再構築することを行う。



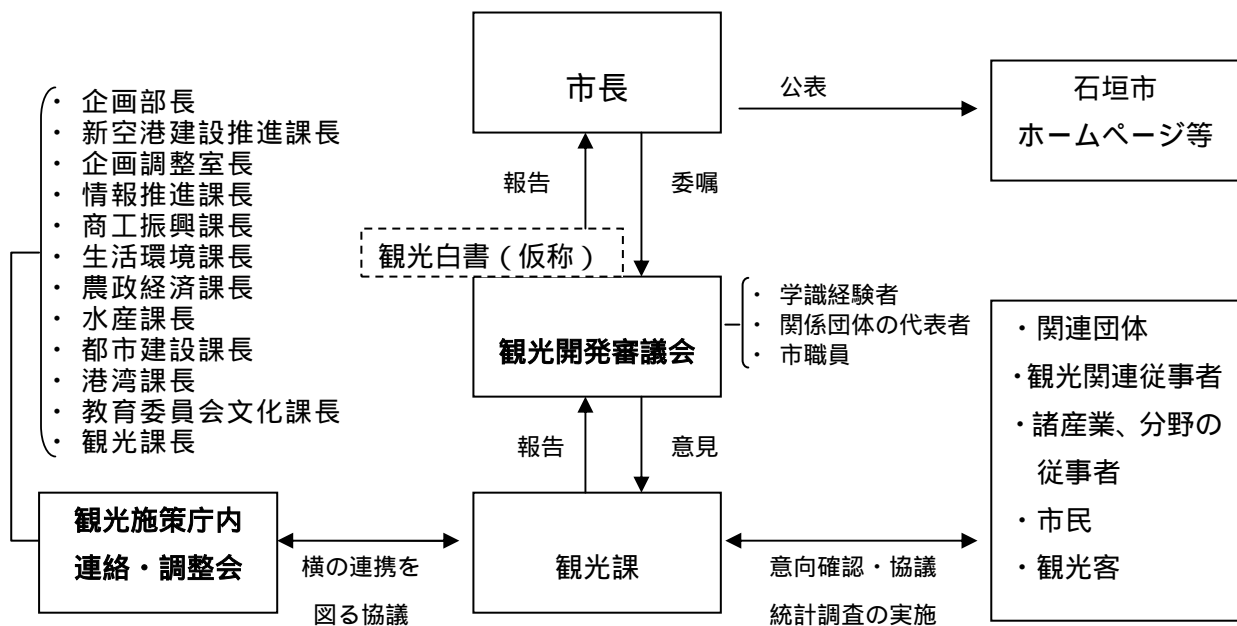
第5章 計画の推進

5 - 1 推進体制

本計画を推進するため、次の推進体制を確立します。具体的施策の社会情勢等による見直し含め、石垣市観光白書（仮称）による年次レポートの作成と内容の実施により諸施策の推進を図ります。

審議会・会議体名称 （仮称含む）	役割	時期
石垣市観光開発審議会	年次の施策・事業について審議する	毎年実施
観光施策庁内連絡・調整会	各具体的施策について役所内の横の連携を図り、効率的に実施する	毎年実施

諸施策の実現には、関連する各分野や立場からの様々な考え方の整理と手段の選択が必要となります。関係者が集まり意思決定を行う機会を通して、具体的施策の実施に取り組みます。石垣市観光開発審議会及び観光施策庁内連絡・調整会において各年次に開催する委員会や会議などの推進体制について、その設置目的ややり方を決め、石垣市観光白書（仮称）にて公表する。



5 - 2 具体的施策の取り組みフロー

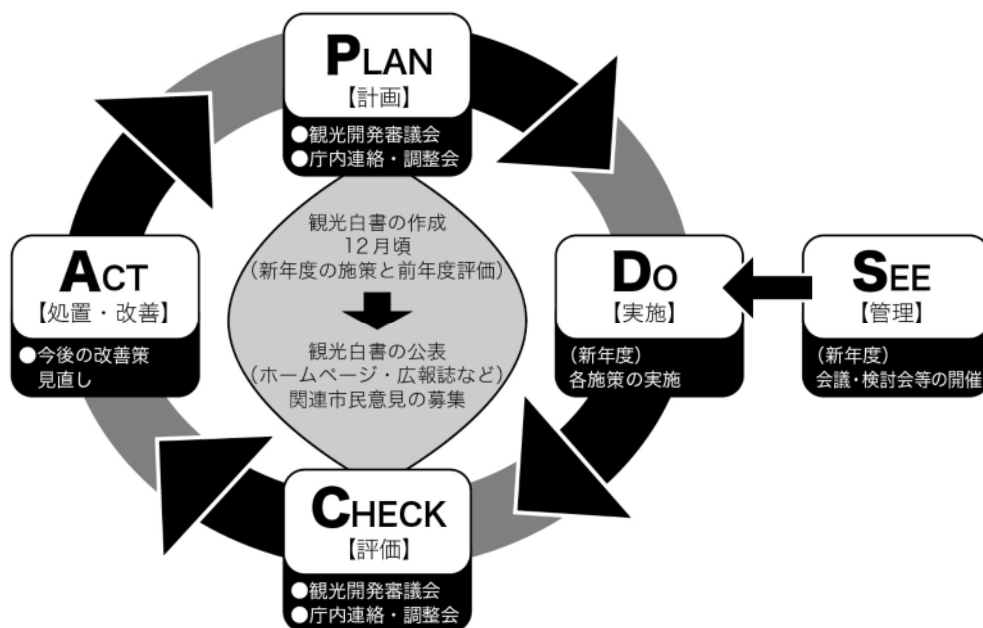
「観光」という視点で、市民・事業者・行政が「協働によってまちを発展させる」というサイクルを形成することにより、まちの発展に寄与し、事業者の利益をもたらすことだけでなく、市民の市への愛着・誇りの醸成ともなり、市が活性化され市民サービスの拡大につながる好循環が形成されます。

このような協働サイクルを活発化させるために、全市をあげて観光に取り組むことが求められます。

1. 取り組みの構成

- (1) 行政・・・本市のリーディング産業としての観光を所管課だけでなく、観光施策庁内連絡・調整会を実施して行政内部での連携を行うことで効率的な予算配分と事業効果をも高めることをめざす。そして観光まちづくりの合意形成を図り、観光立市推進のコーディネーター機能とマネジメント機能を担う。
- (2) 関係団体・・・石垣市観光協会をはじめ各施策に関連する団体やNPO法人。石垣市観光開発審議会やその他推進体制に参画頂き、各分野の立場から観光施策に対する考え方の提示を頂く。
- (3) 観光関連生産者・・・観光関連事業所の従事者。各業種の現場において肌感覚で感じる観光課題や考え方をご意見頂き、本市観光のキーパーソンとなる人材輩出の地盤。
- (4) 諸産業・分野の従事者等・・・各所属産業・分野と結びつく観光要素を組み合わせる新たな価値・サービスの創出による経済効果や文化振興を担う。
- (5) 市民・市民団体・・・観光まちづくりは市民生活において豊かさを得る一方策。観光による経済振興での豊かさもあるが、観光により地域に誇りと愛着を持つことも豊かさといえる。観光客との交流を育む草の根ホスピタリティーが望まれる。市民が観光客へ与える人情や行為が大きな観光資源となる。
- (6) 観光客・・・本市へ費用をかけて来島する顧客であり、本市の経済市場に参加する客体。また場合によっては本市の文化振興・自然環境の保全に関心を持ったり、本市の認知度向上の担い手ともなる。

2. 推進サイクル



資 料 編

1	石垣市観光基本計画(素案)諮問書……………	4 3
2	石垣市観光基本計画(素案)答申書……………	4 4
3	石垣市観光開発審議会規則……………	4 5
4	石垣市観光開発審議会委員……………	4 6
5	石垣市観光基本計画策定委員会設置要綱……………	4 7
6	石垣市観光基本計画策定委員会委員……………	4 8
7	石垣市観光基本計画策定庁内連絡会議設置要綱…	4 9
8	石垣市観光基本計画庁内策定委員会委員……………	5 0
9	石垣市観光基本計画策定に係る経過……………	5 1

石 企 観 第 90 号
平成 22 年 6 月 29 日

石垣市観光開発審議会
会 長 宮 平 康 弘 様

石垣市長 中 山 義 隆

石垣市観光基本計画の諮問について

みだしの件について、石垣市観光基本計画(素案)を、石垣市観光開発審議会へ、
諮問いたします。

記

名 称 : 石垣市観光基本計画(素案)

平成 22 年 7 月 14 日

石垣市長 中山 義隆 様

石垣市観光開発審議会
会長 宮 平 康 弘

石垣市観光基本計画について（答申）

平成 22 年 6 月 29 日付け石企観第 90 号で石垣市観光開発審議会に諮問のあった石垣市観光基本計画（素案）については、慎重に審議を重ねた結果、適切であるとの結論を得たので、別添のとおり答申いたします。

市はこの答申に基づき、速やかに「石垣市観光基本計画」を決定し、広く市民の理解と協力のもと着実に推進されたい。

なお、当審議会においては多くの意見が出されたが、計画の推進に当たっては、特に下記の事項について十分留意していただくよう要望いたします。

記

- 1．基本計画の実効性を高めるとともに、目標を達成するために石垣市の観光行政の組織体制の充実強化を図り、観光・リゾート振興推進体制のさらなる拡充を図ること。
- 2．本市観光・リゾート産業の一層の振興発展に向け、本市経済の牽引役として観光関連予算の拡充を図ること。

石垣市観光開発審議会規則

昭和 52 年 3 月 9 日
規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石垣市附属機関設置条例(昭和 51 年石垣市条例第 28 号)第 2 条の規定に基づき、石垣市観光開発審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、石垣市の観光開発に関する基本的な計画の策定及びその推進について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員

(平 19 規則 12・全改)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱の根拠となった公職又は団体の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員の再任は、妨げない。

(昭 61 規則 15・平 19 規則 12・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(昭 61 規則 15・平 19 規則 12・一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部観光課において処理する。

(昭 61 規則 15・平 19 規則 15・平 13 規則 8・平 19 規則 12・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 15 号)抄

1 この規則は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 19 号)

この規則は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年規則第 15 号)抄

1 この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 8 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 12 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

石垣市観光開発審議会委員

任期：自 平成21年11月19日
至 平成23年11月18日

No.	氏名	職名	所 属	備考
1	宮 平 康 弘	代表取締役	宮平観光(株)	・審議会会長 学識経験者
2	岩 佐 吉 朗	教授	名桜大学寄附講座	・アドバイザー 学識経験者
3	池 間 義 則	代表取締役	八重山観光フェリー(株)	学識経験者
4	真 栄 田 久	支社長	日本トランスオーシャン 航空(株)八重山支社	学識経験者
5	前 津 文 一	取締役社長	東運輸(株)	学識経験者
6	高 嶺 幸 子	代表取締役	(有)みね屋	学識経験者
7	大 松 宏 昭	副会長	石垣市観光協会	関係団体の 代表者
8	宮 城 隆	会長	石垣市商工会	関係団体の 代表者
9	大 浜 一 郎	代表幹事	八重山経済人会議	関係団体の 代表者
10	黒 嶋 克 史	会長	八重山建設産業団体連合会	関係団体の 代表者
11	前 津 栄 信	会長	石垣市文化協会	・審議会副会長 関係団体の 代表者
12	山 田 恵 昌	本部長	沖縄県農業協同組合 八重山地区事業	関係団体の 代表者
13	上 原 亀 一	組合長	八重山漁業協同組合	関係団体の 代表者
14	吉 村 乘 勝	部長	石垣市企画部	市職員

石垣市観光基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 今後における石垣市の観光振興に向けた目指すべき方向を明らかにし、有効な観光振興策を展開するための指針となる計画（以下「観光基本計画」という。）の策定を行うため、石垣市観光基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。
(所掌事務)

第2条 策定委員会は、観光基本計画の策定に必要な次の事項について、検討する。

- (1) 石垣市における観光の現状と課題
- (2) 石垣市における観光の基本理念と目標
- (3) 石垣市における観光振興のための施策
- (4) 事業の推進体制
- (5) その他の必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、検討委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を開くことができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、企画部観光課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

石垣市観光基本計画策定委員会委員

No.	氏名	職名	所 属	備考
1	上 村 真 仁	センター長	WWF サンゴ礁保護センター	
2	平 田 睦	事務局長	石垣市商工会	
3	田 村 努	自然保護官	環境省那覇自然環境事務所 石垣自然保護事務所	
4	宮 良 豊	支店長	沖縄県農業協同組合八重山支店	
5	新 城 和 彦	会計主任	八重山漁業協同組合	
6	石 田 正 夫	専務取締役	(株)タウンマネージメント石垣	
7	新 城 良 博	事務局長	(社)石垣市観光協会	策定委員会 委員長代行
8	園 田 真	会長	八重山ダイビング協会	
9	成 底 正 好	会長	石垣島沿岸レジャー安全協議会	
10	漢 那 憲 隆	理事長	八重山青年会議所	
11	高 木 光 子	会長	八重山グリーンツーリズム研究	
12	親 盛 一 功	取締役副支配人	南の美ら花ホテルミヤヒラ	
13	赤 城 陽 子	執行委員	ビーチホテルサンシャイン	
14	吉 村 乘 勝	部長	石垣市企画部	

石垣市観光基本計画策定庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 今後における石垣市の観光振興に向けた目指すべき方向を明らかにし、有効な観光振興策を展開するための指針となる計画（以下「観光基本計画」という。）を策定するため、石垣市観光基本計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、観光基本計画の策定にあたり、重要事項を調査審議するとともに、関係部課間の意見調整を図り、観光基本計画の原案を策定する。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副市長をもって充てる。

3 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会議の庶務は、企画部観光課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

石垣市観光基本計画庁内策定委員会委員

NO.	氏名	職名	所 属	備考
1	吉 村 乘 勝	部長	企画部	策定委員会 委員長代行
2	崎 原 喬	参事兼課長	建設部 新空港建設推進課	
3	大 得 英 信	室長	企画部 企画調整室	
4	成 底 啓 昌	課長	企画部 情報推進課	
5	外 間 允 信	課長	企画部 商工振興課	
6	登 野 城 勝	課長	保健福祉部 生活環境課	
7	大 濱 隆 則	課長	農林水産部 農政経済課	
8	玉 城 葵	課長	農林水産部 水産課	
9	向 井 信 夫	課長	建設部 都市建設課	
10	石 垣 英 邦	課長	建設部 港湾課	
11	与 那 嶺 定	課長	教育委員会 文化課	
12	宇 保 安 博	参事兼課長	企画部 観光課	
事 務 局	宇 保 安 博	参事兼課長	企画部 観光課	
	仲 本 英 克	課長補佐	企画部 観光課	
	大 盛 政 光	課長補佐	企画部 観光課	
	西 銘 基 恭	主 事	企画部 観光課	在職期間 ~平成22年5月31日
	西 島 本 奈 央	主 任	企画部 観光課	
	上 地 永 一	主 任	企画部 観光課	

石垣市観光基本計画策定に係る経過

年 月 日	事 項
平成 21 年 9 月 18 日	地域づくりアドバイザー事業第 1 回アドバイス会議 石垣市観光基本計画策定事業について
平成 21 年 10 月 30 日	(財)日本交通公社 岩佐吉朗 研究主幹 第 1 回石垣市観光基本計画策定委員会の開催 ・ 石垣市観光基本計画策定に係る構成事項の確認について ・ 基本目標の指標について ・ 観光意識調査アンケートの実施について
平成 21 年 11 月 19 日	第 1 回石垣市観光開発審議会の開催 ・ 石垣市観光基本計画について
平成 21 年 12 月 1 日	第 1 回石垣市観光基本計画庁内策定連絡会議の開催 ・ 基本計画(素案)に係る関係部課間の意見調整 ・ ヒアリング対象団体の確認
平成 21 年 12 月 4 日	第 2 回石垣市観光基本計画策定委員会の開催 ・ 素案全般に係ること ・ 課題と目標に係ること ・ 進捗状況の広報について(HP での発信等)
平成 22 年 1 月 25 日	第 2 回石垣市観光基本計画庁内策定連絡会議の開催 ・ 現在の進捗状況と今後の取組
平成 22 年 1 月 25 日	第 3 回石垣市観光基本計画策定委員会の開催 ・ 現在の進捗状況と今後の取組
平成 22 年 1 月 25 日	観光関連業者との意見交換会(KNT・JTB・TPO・日旅三役) ・ 観光基本計画に向けてのヒアリング
平成 22 年 2 月 9 日	観光協会青年部との座談会の開催 ・ 観光基本計画に向けてのヒアリング
平成 22 年 2 月 10 日	第 4 回石垣市観光基本計画策定委員会 ・ 素案第 4~5 章について
平成 22 年 2 月 12 日	観光協会理事会との座談会 ・ 観光基本計画に向けてのヒアリング
平成 22 年 2 月 18 日	第 3 回石垣市観光基本計画庁内策定連絡会議 ・ 第 4 章及び第 5 章に関すること ・ パブリックコメントに関すること ・ パブリックコメント中の庁内連絡会議に関すること
平成 22 年 2 月 19 日	石垣市観光基本計画(案)に関するパブリックコメント(市民意見募集)開始
平成 22 年 3 月 12 日	第 5 回石垣市観光基本計画策定委員会 ・ 原案について
平成 22 年 3 月 20 日	石垣市観光基本計画(案)に関するパブリックコメント(市民意見募集)締め切り
平成 22 年 3 月 24 日	第 2 回石垣市観光開発審議会 ・ 石垣市観光基本計画原案審議
平成 22 年 6 月 1 日	石垣市観光基本計画(案)に関するパブリックコメント回答を石垣市ホームページにて公表
平成 22 年 6 月 17 日	第 6 回石垣市観光基本計画策定委員会
平成 22 年 6 月 29 日	第 3 回石垣市観光開発審議会 ・ 石垣市観光基本計画(諮問)
平成 22 年 7 月 14 日	石垣市観光開発審議会長から石垣市観光基本計画答申

石垣市観光基本計画
～島ぬ美^{かい}しゃ 心美^{きむかい}しゃ～

発行日 平成22年8月1日
発行 石垣市
問合せ 石垣市企画部観光課

〒907-8501 石垣市美崎町14番地
TEL : (0980)82-9911 (代表)
URL : <http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/>